

新潟県内で就職活動等を行う際に、移動にかかる交通費や宿泊費を補助します。

県外に在住する学生の方が、新潟県内で就職活動やインターンシップを行う際に、住所地と県内の移動にかかる交通費や宿泊費に対して、補助を行います。

誰が補助金をもらえるの？

新潟県外にある大学等（大学（院）、短期大学、専門学校）に在学している学生の方が対象となります。

どんな場合に補助金をもらえるの？

以下のいずれかに該当する活動のために来県する場合に、新潟県から補助金の交付を受けられます。

- ①就職活動で、新潟県内の企業が県内で開催する企業説明会に参加する。
- ②就職活動で、県内で開催される合同企業説明会に参加する。
- ③就職活動で、新潟県内の企業が県内で行う、採用試験または面接を受ける。
- ④新潟県内の企業が県内で実施するインターンシップに参加する。

もらえる補助金はどれくらい？

学生の住所地と、目的地（県内企業など）を往復するためにかかった交通費（公共交通機関（原則：鉄道、バス、船舶、航空機）を利用した場合に限ります。）及び宿泊費のうち、1/2に相当する金額を、1万円を上限として補助します。ただし、学生1人につき、補助金を受けられるのは年度内に3回までです。

どうやって申請するの？

申請書を作成した上で、必要な書類を添付し、新潟県に提出していただきます。詳しい方法や、手続きの流れは、裏面をご覧ください。

お問い合わせはこちら

新潟県 産業労働観光部 労政雇用課 雇用対策班
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
TEL：025-280-5259 電子メール：ngt050050@pref.niigata.lg.jp

申請の流れ

補助金の申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式の2）に必要事項を記入し、交通費及び宿泊費の額を証明できる書類を添付の上、提出してください。

申請書入手

・申請書は、にいがたUターン情報センターのホームページからダウンロードできます。
（にいがたUターン情報センターホームページ：<http://www.niigata-uturn.jp/>）
※検索エンジンで、「にいがたUターン」で検索し、トップページにあるオレンジ色のバナーをクリックしてください。

新潟県内での就職活動などを実施

・交通費（往復分）及び宿泊費の金額が確認できる書類を申請書に添付してください。
・片道分のみの申請も可能ですが、その場合は片道分の交通費の1/2に相当する金額の補助となります。
・訪問先企業で、申請書の「7 訪問先企業 証明欄」に署名をもらってください。

申請書を作成

「にいがたUターン情報センター」のホームページから利用登録

・利用登録は、上記のにいがたUターン情報センターホームページから行うことができます。

登録の際に入力したメールアドレスあてに受付番号が送付されます

・ホームページからの登録が完了すると、入力したメールアドレスあてに返信メールが届きます。そこに記載されている「受付番号」を申請書にご記入ください。
・返信メールが届かない場合は、登録が完了していないことがありますので、労政雇用課までご連絡ください。

申請書に受付番号を記載し、「新潟県産業労働観光部労政雇用課」に提出

申請書を郵送する場合	〒950-8570（住所記載不要） 新潟県産業労働観光部 労政雇用課 雇用対策班あて
------------	--

県が申請内容を確認の上、補助金を交付

・「6 補助金振込先」については、記載内容に誤りがあると補助金が振り込まれませんので、正確に記載していただきますようお願いします。
・事業の効果を把握するため、別途、就職状況の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

ご注意ください。こんな場合は、補助金の対象外です。

- ①公務員試験（国、県、市町村）を受ける場合（説明会への参加を含む）。また、行政機関が実施するインターンシップに参加する場合
- ②自家用車など公共交通機関以外の手段や、タクシーを利用して移動する場合
（※本人の事情に応じ、利用がやむをえない場合には、補助対象となることがありますので、あらかじめご相談下さい）
- ③国、県、市町村その他公的支援機関等から、同主旨の補助金の交付を別途受けている場合
- ④訪問先の企業から、交通費や宿泊費の全額支給を受けている場合
（※一部支給を受けている場合は、その金額を差し引いた残りの金額の補助申請は可能です）

■申請期間 平成30年3月30日（金）必着（※）

※これまでの申請件数が想定を上回ることから、3月30日（金）必着分で受付を終了します。